生駒市規則第7号

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

平成29年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年6月生駒市規 則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「代表者」の次に「及び会派に所属しない議員(以下「無会派議員」という。)」を加える。

第3条中「申請のあった会派」の次に「及び無会派議員」を、「代表者」の次に「及び無会派議員」を加える。

第4条中「代表者」の次に「及び無会派議員」を加える。

第6条中「経理責任者」の次に「及び無会派議員」を加える。

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中

「代表者氏名

「代表者氏名」を に改め (会派に所属しない議員にあっては、議員の氏名)」

る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。